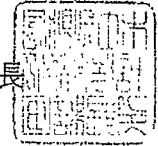


都 第 142 号  
令和元年6月12日

島根県建設業協会会長 様

島根県土木部都市計画課長



令和元年度島根県・松江市屋外広告物講習会の開催について（依頼）

屋外広告物行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、島根県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第19条の規定による標記の講習会を、別添「受講案内」のとおり実施することとしました。

つきましては、貴管下関係会員への周知について御協力いただきますようよろしく申し上げます。

なお、松江市を除く島根県内で屋外広告業（屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。）を営む場合は、元請け又は下請に関わらず知事の登録を受けることが必要です（条例第18条）。登録に当たっては、営業所ごとに業務主任者を選任することとされており、業務主任者となることができる要件の1つに、本講習会を修了した者が挙げられています（条例第20条）。

担当：都市計画課景観政策室 住友（すみとも）

TEL：0852-22-6143

FAX：0852-22-6004